

令和 7 年（2025 年）2 月 3 日
午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分
於：高層棟 3 階 災害対策本部会議室
総務部 人事室

令和 6 年度 第 5 回吹田市政策会議 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について

専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験を必要とする業務に従事させるため、当該者について任期を限って採用できるよう、吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「条例」という。）を一部改正するものです。

1 背景及び趣旨

行政の高度化、多様化が進展する中で、専門的な知識経験を有する人材を一定期間任用し、よりの確な対応とサービスの提供を行うことを目的として、平成14年（2002年）に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という。）が制定されています。

本市では、一般の行政職員が有していない高度の専門的な知識経験等を活用する観点から、令和 4 年（2022 年）10 月 1 日に条例を施行し、弁護士資格を有する者を「特定任期付職員」として任用しています。

市の事業の推進には、専門的な知識や経験を有し、かつ、マネジメントができる職員の確保が不可欠であり、近年、官民間問わず多くの業界で人手不足が深刻化する中、本市においても、そうした人材を確実に確保するための方策の拡充が必要となっています。

今般、期間が限定される専門的な行政ニーズに対し、より効率的に対応する必要があることから、法に基づき「一般任期付職員」も任用できるよう、条例の一部を改正するものです。

2 条例の主な内容

(1) 区分

一般任期付職員（法第 3 条第 2 項）

(2) 要件

専門的知識経験を有する者を一定の期間活用することが公務の能率的運営を確保するために必要となる場合

(3) 採用方法

選考

(4) 任期

5 年以内

(5) 施行期日

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日

3 給与について

(1) 給料表

「吹田市一般職の職員の給与に関する条例（吹田市給与条例）」を適用。

(2) 職員手当の適用範囲

吹田市給与条例を適用します。

手当の種類	支給対象	手当の種類	支給対象
扶養手当	○	時間外勤務手当	○
地域手当	○	休日勤務手当	○
管理職手当	○	夜間勤務手当	○
住居手当	○	宿日直勤務手当	○
通勤手当	○	管理職員特別勤務手当	○
初任給調整手当	○	期末手当	○
単身赴任手当	○	勤勉手当	○
特殊勤務手当	○	退職手当	○

4 他市の状況

大阪府内 31 市（政令指定都市を除く。）中、29 市が一般任期付職員を条例制定しています。（【参考資料 2】参照）

5 現在一般任期付職員の採用を予定している職務

上の川周辺整備事業の推進（大阪府退職予定者人材バンクの活用を検討中）

※上の川周辺整備事業

一級河川上の川の暗渠化により創出される上部空間を活用し、大阪府道と本市遊歩道を併せて整備するもの。河川事業についての専門的な知識や経験と併せて、大阪府との円滑な調整力が必要。

6 今後のスケジュール（案）

年度	時期	内容
令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年 2 月 定例会	条例改正案の提案
令和 7 年度 (2025 年度)	4 ～ 9 月	一般任期付職員の採用手続 (府人材バンクを通じた募集、選考など)
令和 8 年度 (2026 年度)	4 月 1 日	条例施行 一般任期付職員を任用